

<2010—2011年度>

臨時第1回
キャビネット会議
提出案件

2011年1月24日（月）

新宿京王プラザホテル 本館5階「コンコードボールルーム」

ライオンズクラブ国際協会
330-A地区

臨時キャビネット会議提出案件

役職名 政策・計画委員長

L 橋口啓一

案件「ZCP選出にあたってのガイドラインを設定する」

(説明)

10年前までのように各クラブメンバー数が40名前後ならば、各クラブとも人材が豊富で、ZC適格者がそれぞれおり、ZC選出にあたり、ローテーションが機能していた。

しかし、今日のようにゾーン内クラブのメンバー数にばらつきがある中で、ローテーションによりZCPを決めることには無理があるのではないか。(メンバー数が20名を割るクラブには、ZCP適格者がはたしているかどうか疑問である。)

そこで、

ZCP選出にあたっては従来のようなローテーション中心の選出ではなく、人物中心の選出方法を確立する必要があるのではないか。

そのためにはZCP適格者の共通の評価尺度として、以下の「ZCP選出にあたってのガイドライン」を設定したい。

ZCP選出にあたってのガイドライン(案)

- ☐ 5年以上のメンバーとしてのキャリアをもち、会長経験者であることが望ましい。
- ☐ 所属するクラブのメンバー数が15名以上であることが望ましい。
- ☐ キャビネット委員、あるいは副幹事を経験していることが望ましい。
- ☐ すでにZCPを経験していないことが望ましい。
- ☐ 所属するクラブで承認されること。
- ☐ ガバナー諮問委員会において推薦されること。
- ☐ ガバナーと一体となって問題を解決する意欲と能力がある人。
- ☐ 各ゾーンにおいて人格・識見ともに秀で、リーダーシップを発揮できる人。
- ☐ メルビン・ジョーンズフェローであること。もしくは任期中になること。

本ガイドラインが決議された場合、その運用は次のようになります。

- ① 本臨時キャビネット会議で決議
- ② 1月の臨時ガバナー諮問委員会で本ガイドラインについて発表し、各クラブに適格者を推薦してもらうようにZCPが要請
- ③ 3月の第3回ガバナー諮問委員会で、ゾーンの次期ZCPを決定し、地区ガバナーを通じて第一地区がバナーに答申。
- ④ 地区年次大会以降、第1副地区ガバナーが調整の上、次期のZCPを決定

以上

330-A地区家族会員制度 ガイドライン

330-A地区 ガバナー 河合悦子
330-A地区 会則会員委員会 委員長 池田和司

(1) 概要

- ① 家族会員とは、正会員の配偶者又はそのいずれかの親子(養子を含む)・叔父・叔母・従兄弟・祖父母・その他血縁関係を有する家族関係にある者のこと。
- ② 家族会員は、クラブの正会員として、全面的に活動する必要はないが、労力奉仕を中心に活動することが望まれる。
- ③ 家族会員は、一部を除く正会員としての義務を遂行しているかぎり、正会員の持つ全ての特権を持つことができる。
- ④ 家族会員は、国際会費(入会金は免除)・複合地区・A地区費は正会員の半額、及び所属クラブの決めた家族会員費を支払わなければならない。
詳細は下記の通りである。

a. 基本会費

支払先	金額(円)	内容
国際本部会費	1,599	\$ 19.5 (2011年1月現在のライオンズレート ¥82)
複合地区費	1,380	
A地区費	4,080	地区大会費・地区特別大会費 免除
合計	7,059	

- b. 東京合同事務局所属のクラブは、合同事務局費が必要。(但し正会員の1/4)

5,100 円

- c. 東京合同事務局に所属していない場合費用は、各クラブ事務局に一任されている。

- d. 現在ライオン誌は、1世帯に1部 送付されている。

・家族会員は、希望すれば別途送付可能。費用は年間
2,500 円 である。

- ⑤ 家族会員は、正会員一人につき四人まで。
- ⑥ 家族会員として入会后1年と1日以上在籍で、クラブ代議員にカウントされる。
- ⑦ 例会出席率の算出においては、分子・分母とも数値に入れて計算する。

(2) 義務

適用項目	内容
例会定期出席	随時可能なかぎり出席のこと
会費	正会員の半額・クラブ事務局費はクラブ規定に従う
クラブ活動参加	随時可能なかぎり参加のこと
グッド スタンディング	要

(3) 権利及び特権

適用項目	内容
国際協会・地区・クラブの役員に立候補	可 (クラブ推薦が必要)
投票権	可 (クラブ推薦が必要)
国際または、地区の大会での代議員	可 (クラブ推薦が必要)

注意事項)

- 1、上記あくまでも330-A地区のガイドラインであり、その他については国際規約に準拠する。なお、各クラブは上記に抵触しない範囲で自主的に内規・細則等を定めて運営することができる。
- 2、本ガイドラインは、2011年1月24日制定。